

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2026年 9 月18日提出

【発行者名】 auアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 康裕

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号

【事務連絡者氏名】 森山 隆

【電話番号】 03-5657-7188

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証
券に係るファンドの名
称】 auAMレバレッジ・オールカントリー

【届出の対象とした募
集内国投資信託受益証
券の金額】 (1) 当初申込期間
500億円を上限とします。
(2) 継続申込期間
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2025年11月28日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>の記載は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（略）

<訂正前>

一般社団法人投資信託協会^{（注）}による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

（注）2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ名称変更される予定です。

（略）

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<訂正後>

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

（略）

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス <https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2025年12月19日 信託契約締結、当初設定、運用開始(予定)

<訂正後>

2025年12月19日 信託契約締結、当初設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

<委託会社の概況（2025年8月29日現在）>

（略）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	53,280株	66.6%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	26,720株	33.4%

（略）

<訂正後>

（略）

<委託会社の概況（2026年6月30日現在）>

（略）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH 11階	53,280株	66.6%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	26,720株	33.4%

（略）

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（略）

< 受託会社に対する管理体制 >

（略）

上記の運用体制は2025年 8 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

< 訂正後 >

（略）

< 受託会社に対する管理体制 >

（略）

上記の運用体制は2026年 6 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

< 訂正前 >

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

< 訂正後 >

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

< 訂正前 >

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< 訂正後 >

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（略）

（２）換金性等が制限される場合

（略）

<訂正前>

— ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

（略）

<訂正後>

— ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

（略）

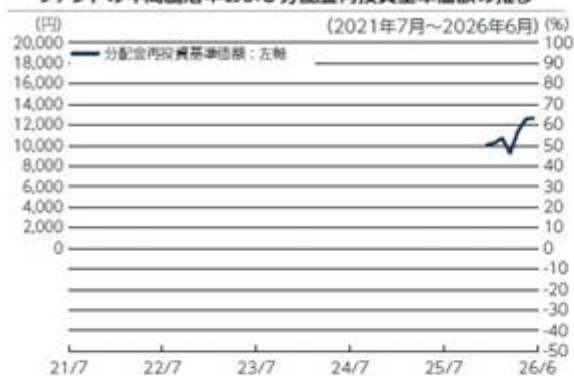
< 更新後 >

(略)

(参考情報)

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月～2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社JPX総研
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本/円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(略)

<訂正前>

(5)【その他の手数料等】

(略)

(6)【課税上の取扱い】

(略)

() 上記は、2025年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(略)

<訂正後>

(5)【実質的な負担】

年率0.422%（税抜 0.39%）程度。当ファンドにかかる運用管理費用（信託報酬）と投資対象とする担保付社債にかかる費用を合計した実質的な料率です。

(6)【その他の手数料等】

(略)

(7)【課税上の取扱い】

(略)

() 上記は、2026年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(略)

5【運用状況】

< 更新後 >

(1) 【投資状況】

2026年 6 月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	382,637,775	103.26
内 オランダ	382,637,775	103.26
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,091,597	3.26
純資産総額	370,546,178	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2026年 6 月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	Global Equities x2 JPY ER Index オランダ	社債券	299,000,000	114.33 341,846,944	127.97 382,637,775	- 2031/ 1 / 6	103.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年 6 月30日現在

種類	投資比率（％）
社債券	103.26
合計	103.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（2026年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
2025年12月末日	72,502,599	-	1.0066	-
2026年1月末日	165,703,786	-	1.0254	-
2月末日	184,535,834	-	1.0716	-
3月末日	141,292,022	-	0.9272	-
4月末日	183,333,771	-	1.1379	-
5月末日	299,357,518	-	1.2562	-
6月末日	370,546,178	-	1.2682	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
2025年12月19日～2026年6月18日	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
2025年12月19日～2026年6月18日	26.8

（注）収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
2025年12月19日～ 2026年6月18日	484,960,151	211,899,529

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

当初設定日：2025年12月19日
作成基準日：2026年6月30日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	12,682円
純資産総額	371百万円

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

初回決算が2026年12月18日のため、作成基準日現在分配実績はありません。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

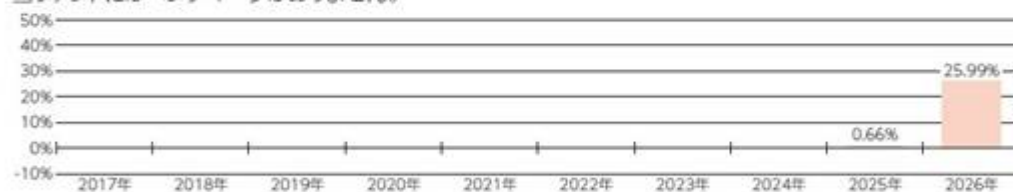
投資信託証券	投資比率
Note linked to Global Equities x2 JPY ER Index	103.3%
コール・ローン等、その他	-3.3%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対するものです。小数点第2位を四捨五入して表示しています。

※担保付社債はBNPParibas Issuance B.V.が発行する担保付社債（円建て）です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドにはベンチマークはありません。



※2025年は設定日2025年12月19日（10,000円）から作成基準日まで、2026年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

(略)

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（ ）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

<訂正後>

(略)

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（ ）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2025年12月19日から2026年6月18日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

【auAMレバレッジ・オールカントリー】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間末
2026年6月18日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	631,284
コール・ローン	31,000,000
社債券	361,732,015
流動資産合計	393,363,299
資産合計	393,363,299
負債の部	
流動負債	
未払金	43,725,528
未払解約金	3,082,760
未払受託者報酬	19,718
未払委託者報酬	296,471
その他未払費用	17,738
流動負債合計	47,142,215
負債合計	47,142,215
純資産の部	
元本等	
元本	273,060,622
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	73,160,462
（分配準備積立金）	-
元本等合計	346,221,084
純資産合計	346,221,084
負債純資産合計	393,363,299

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2025年12月19日 至 2026年6月18日
営業収益	
受取利息	50,891
有価証券売買等損益	43,685,447
営業収益合計	43,736,338
営業費用	
受託者報酬	19,718
委託者報酬	296,471
その他費用	209,876
営業費用合計	526,065
営業利益又は営業損失（ ）	43,210,273
経常利益又は経常損失（ ）	43,210,273
中間純利益又は中間純損失（ ）	43,210,273
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,095,783
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,311,578
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,311,578
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,265,606
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,265,606
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	73,160,462

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 自 2025年12月19日 至 2026年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 2026年6月18日現在
1. 期首元本額	52,306,316円
期中追加設定元本額	432,653,835円
期中一部解約元本額	211,899,529円
2. 受益権の総数	273,060,622口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2026年6月18日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期中間計算期間末 2026年6月18日現在
1口当たり純資産額	1.2679円
（1万口当たり純資産額）	（12,679円）

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年6月30日現在)

資産総額	399,581,430円
負債総額	29,035,252円
純資産総額（ - ）	370,546,178円
発行済数量	292,185,650口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2682円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a．資本金の額

2025年8月29日現在

（略）

<訂正後>

a．資本金の額

2026年6月30日現在

（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

委託会社が運用する証券投資信託は、2025年 8 月29日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	<u>25</u>	<u>117,004</u>
合計	25	<u>117,004</u>

< 訂正後 >

(略)

委託会社が運用する証券投資信託は、2026年 6 月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	<u>24</u>	<u>169,896</u>
<u>単位型株式投資信託</u>	<u>1</u>	<u>10,067</u>
合計	25	<u>179,963</u>

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 1．委託会社である a u アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第9期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,639	52,566
貯蔵品	1,120	1,249
前払費用	18,968	15,377
未収入金	* 2 352,174	369,065
未収委託者報酬	90,209	95,255
未収還付法人税等	2,313	40
流動資産合計	546,427	533,554
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 0	0
工具器具備品	* 1 617	1,105
有形固定資産合計	617	1,105
無形固定資産		
ソフトウェア	30,184	77,820
無形固定資産合計	30,184	77,820
投資その他の資産		
投資有価証券	1,186,322	636,110
敷金	37,622	37,622
長期差入保証金	54,300	54,300
投資その他の資産合計	1,278,244	728,032
固定資産合計	1,309,046	806,957
資産合計	1,855,473	1,340,512

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	325,838	336,174
未払費用	9,965	15,580
未払法人税等	8,196	8,068
預り金	3,445	4,993
賞与引当金	12,639	12,284
短期借入金	860,000	320,000
未払消費税等	33,266	19,202
流動負債合計	1,253,352	716,303
固定負債		
資産除去債務	11,351	11,393
固定負債合計	11,351	11,393
負債合計	1,264,704	727,697
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,396,017	1,382,958
利益剰余金合計	1,396,017	1,382,958
株主資本計	603,982	617,041
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,213	4,226
評価・換算差額等合計	13,213	4,226
純資産合計	590,769	612,814
負債・純資産合計	1,855,473	1,340,512

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日		自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	
営業収益				
委託者報酬		433,299		544,376
金融商品仲介手数料		143		75
確定拠出年金事業収入		112,188		159,042
保険契約等代行業務収入	* 2	536,020		504,880
その他営業収入		129,945		138,077
営業収益計		1,211,597		1,346,453
営業費用				
支払手数料		242,358		292,845
広告宣伝費		6,177		3,666
調査費		74,036		108,919
委託調査費		2,675		3,055
委託計算費		55,397		67,490
営業雑経費		440,707		434,263
通信費		3,797		3,855
印刷費		11,867		12,379
協会費		1,740		1,551
業務委託費		280,744		286,384
情報機器関連費		77,040		59,728
その他営業雑経費		65,517		70,364
営業費用計		821,352		910,240
一般管理費				
給料		265,278		268,784
役員報酬		39,278		53,129
給料・手当		188,516		181,284
賞与		11,764		21,930
賞与引当金繰入額		25,719		12,439
法定福利費		33,146		33,978
退職給付費用		3,168		2,445
会議費		2		11
交際費		167		238
旅費交通費		5,319		5,959
租税公課		13,897		13,822
不動産賃借料		37,623		37,755
福利厚生費		350		356
保険料		64		59
固定資産減価償却費	* 1	7,379		11,292
資産除去債務利息		41		42

諸経費	18,165	28,466
一般管理費計	384,606	403,212
営業利益又は営業損失 （ ）	5,638	33,000
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	30
投資有価証券売却益	14,932	170
為替差益	508	-
雑収入	68	171
営業外収益計	15,510	371
営業外費用		
支払利息	3,821	2,735
投資有価証券売却損	6,749	16,187
為替差損	-	153
雑損失	-	255
営業外費用計	10,571	19,331
経常利益又は経常損失 （ ）	10,577	14,040
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）	10,577	14,040
法人税、住民税及び事業税	950	981
当期純利益又は当期純損失 （ ）	9,627	13,058

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

		株主資本					
		資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
			資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,405,644	1,405,644	594,355
当期変動額							
	当期純利益	-	-	-	9,627	9,627	9,627
	株主資本以外 の 項目の当期 変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計		-	-	-	9,627	9,627	9,627
当期末残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,396,017	1,396,017	603,982

		評価・換算差額等		純資産 合計
		その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高		4,493	4,493	598,848
当期変動額				
	当期純利益	-	-	9,627
	株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	17,707	17,707	17,707
当期変動額合計		17,707	17,707	8,079
当期末残高		13,213	13,213	590,769

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

		株主資本					
		資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
			資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,396,017	1,396,017	603,982
当期変動額							
	当期純利益	-	-	-	13,058	13,058	13,058
	株主資本以外 の 項目の当期 変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計		-	-	-	13,058	13,058	13,058
当期末残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,382,958	1,382,958	617,041

		評価・換算差額等		純資産 合計
		その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高		13,213	13,213	590,769
当期変動額				
	当期純利益	-	-	13,058
	株主資本以外 の 項目の当期 変動額（純 額）	8,986	8,986	8,986
当期変動額合計		8,986	8,986	22,045
当期末残高		4,226	4,226	612,814

【注記事項】**（重要な会計方針）****1.資産の評価基準及び評価方法**

有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2.固定資産の減価償却の方法**（１）有形固定資産**

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10～17年

工具器具備品 4～10年

（２）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(最長10年)に基づく定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務（契約締結・履行及び維持・管理）及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）**前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）**

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）*** １ 有形固定資産の減価償却累計額**

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物附属設備	26,186	26,186
工具器具備品	16,205	16,537

*** ２ 関係会社項目**

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
未収入金	344,138	337,001

(損益計算書関係)

* 1 減価償却実施額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産	186	332
無形固定資産	7,192	10,959

* 2 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
保険契約等代行業務収入等(注)	1,957,128	1,793,347

(注) 総額表記の為、純額表記の損益計算書金額とは一致していません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）**1．発行済株式に関する事項**

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)**前事業年度（2025年3月31日）****1．金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	1,186,322	1,186,322	-
資産計	1,186,322	1,186,322	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	-	1,186,322	-
資産計	-	1,186,322	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	90,209	-
未収入金	352,174	-

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	860,000	-

当事業年度（2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）	636,110	636,110	-
資産計	636,110	636,110	-

（注）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価		
	レベル１	レベル２	レベル３
投資有価証券	-	636,110	-
資産計	-	636,110	-

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

４．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1 年以内	1 年超
未収委託者報酬	95,255	-
未収入金	369,065	-

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1 年以内	1 年超
短期借入金	320,000	-

(有価証券関係)

前事業年度（2025年3月31日）

1．子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	1,199,535	1,186,322	13,213
合計	投資信託 受益証券	1,199,535	1,186,322	13,213

3．売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	965,579	14,932	6,749

4．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

1．子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

2．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	640,337	636,110	4,226
合計	投資信託 受益証券	640,337	636,110	4,226

3．売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	1,033,180	170	16,187

4．デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	433,299	433,299
(2)金融商品仲介手数料	143	143
(3)確定拠出年金事業収入	112,188	112,188
(4)保険契約等代行業務収入	536,020	536,020
(5)その他営業収入	129,945	129,945
顧客との契約から生じる収益	1,211,597	1,211,597
外部顧客への営業収益	469,788	469,788

2．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	544,376	544,376
(2)金融商品仲介手数料	75	75
(3)確定拠出年金事業収入	159,042	159,042
(4)保険契約等代行業務収入	504,880	504,880
(5)その他営業収入	138,077	138,077
顧客との契約から生じる収益	1,346,453	1,346,453
外部顧客への営業収益	591,953	591,953

2．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金（注）2	405,044	410,837
固定資産減損損失	12,658	7,371
賞与引当金	3,870	3,871
未払費用	2,873	3,220
未払事業税	2,218	2,237
一括償却資産	191	1,095
資産除去債務	3,475	3,591

退職金掛金	48	40
投資有価証券	4,045	1,332
繰延税金資産小計	434,427	430,934
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	405,044	410,837
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	29,382	20,096
評価性引当額小計（注）1	434,427	430,934
繰延税金資産合計	-	-

（注）1 評価性引当額の主な変動理由

税務上の欠損金の増加 410,837千円

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 1	-	6,751	-	139,706	158,901	99,685	405,044
評価性引当額	-	6,751	-	139,706	158,901	99,685	405,044
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(注)	6,654	-	139,706	158,901	2,672	102,902	410,837
評価性引当額	6,654	-	139,706	158,901	2,672	102,902	410,837
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 前事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額等	56.4%
住民税均等割額	8.9%
その他	87.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9%

当事業年度（2026年3月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
評価性引当額等	24.9%
住民税均等割額	6.8%
その他	6.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.0%

（確定拠出制度に基づく退職給付）**1．確定拠出制度の概要**

当社では、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2．確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
退職給付費用	3,168	2,445

3．その他の事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)**(セグメント情報)****前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）**

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	433,299
確定拠出年金事業	36,489
合計	469,788

（２）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	1,951,923	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	544,376
確定拠出年金事業	47,577
合計	591,953

（２）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社 (注)1	保険契約代行業務収入等	1,792,786	投資・金融サービス業
auスマート・プライム （高成長）(注)2	委託者報酬	137,314	投資・金融サービス業

（注）1 保険契約代行業務収入等については、重要な会計方針に関する注記の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおり代理人取引が含まれております。

2 委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を主要な顧客の単位として開示しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高 (注)2
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有 間接 66.6%	サービス提供・出向契約等	保険契約代行業務等 (注)1	1,951,923	未収入金	335,949
							営業費用 (注)1	107,485	-	-
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	35,000	経営管理業等	被所有 直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用 (注)1	88,907	-	-

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高 (注)2

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	-	出向契約・役務提供等	事務手数料収入他	45,245	-	-
							営業費用（注）1	69,740	-	-
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサルティング等	-	出向契約・システム開発等	営業費用（注）1	36,309	-	-
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	-	保険契約等	保険料支払（注）1	1,352,134	差入保証金	54,300
									未払金	215,324
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	-	資金借入等	資金の借入（注）1	840,000	短期借入金	860,000
							資金の返済（注）1	1,380,000		
							利息の支払（注）1	3,821		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2．親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高 (注)2
親会社	KDDI株式会社	東京都港区	141,852	電気通信事業	被所有 間接 66.6%	サービス提供・出向契約等	保険契約 代行業務等 (注)1	1,792,786	未収入金	335,926
							営業費用 (注)1	83,392	-	-
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区	43,400	経営管理業等	被所有 直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用 (注)1	110,469	-	-

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高 (注)2
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	-	出向契約・役務提供等	事務手数料収入他	64,186	-	-
							営業費用 (注)1	72,491	-	-
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサル等	-	出向契約・システム開発等	営業費用 (注)1	33,067	-	-
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	-	保険契約等	保険料支払 (注)1	1,258,805	差入保証金	54,300
									未払金	219,086
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	-	資金借入等	資金の借入 (注)1	620,000	短期借入金	320,000
							資金の返済 (注)1	1,160,000		
							利息の支払 (注)1	2,735		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1 株当たり純資産額	7,384円62銭	7,660円19銭
1 株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	120円35銭	163円24銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	9,627	13,058
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純 損失（ ）(千円)	9,627	13,058
普通株式の期中平均株式数(株)	80,000	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(略)

<訂正前>

資本金の額：324,037百万円（2025年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

<訂正後>

資本金の額：324,037百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

< 訂正前 >

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2025年 3 月31日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	
松井証券株式会社 ¹	11,945	
三井住友信託銀行株式会社 ²	342,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

1 松井証券株式会社は、2025年12月29日より取扱いを開始する予定です。

2 三井住友信託銀行株式会社は、当初申込日においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

< 訂正後 >

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2026年 3 月31日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	
松井証券株式会社	11,945	
三井住友信託銀行株式会社 ¹	342,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

1 三井住友信託銀行株式会社は、当初申込日においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年6月1日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月4日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMレバレッジ・オールカントリーの2025年12月19日から2026年6月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMレバレッジ・オールカントリーの2026年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月19日から2026年6月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。